



第4章

実現化及び運用方策

<本章の趣旨>

都市計画マスタープランを実現するための進行管理の仕組みや、市民、民間企業、行政などの役割分担について、基本的な考え方を定めるものです。

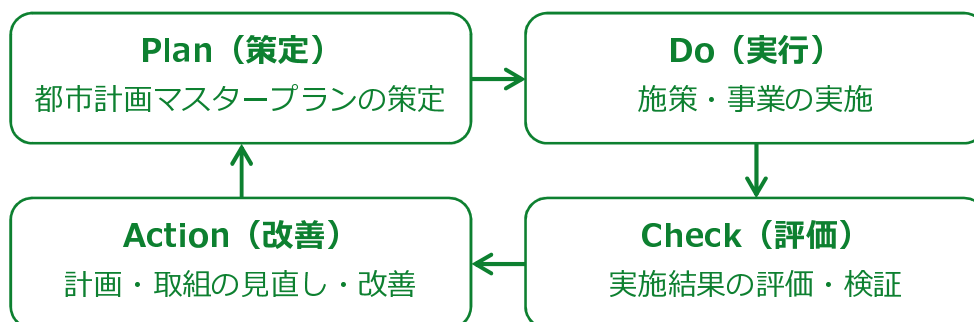
第 1 節

計画の適切な進行管理と見直し

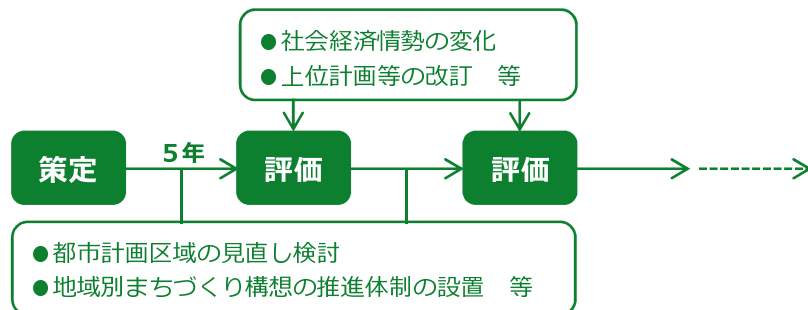
本計画は、目標年次が平成 48（2036）年と、計画期間が長期間に及ぶことから、社会経済情勢の変化等に対応しながら、次のような考え方にに基づき、適切な進行管理と柔軟な見直しを行います。

<基本的な考え方>

本計画は、Plan（策定）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の PDCA サイクルの考え方にに基づき、適切な進行管理に努めます。



<Check（評価）の実施>



（1）社会経済情勢の変化に応じた定期的な Check（評価）

概ね 5 年ごとに実施される国勢調査や都市計画基礎調査の結果等に基づき、人口・世帯数の推移、産業動向、土地利用・開発の動向、都市計画関連事業の進捗状況など様々な基礎データの更新を行い、これらを根拠とする将来予測について見直しを行います。

こうした将来予測の見直しを含め、社会経済情勢の変化や住民・来訪者ニーズの動向等を踏まえ、弾力的に計画の見直しに取り組みます。

（2）上位計画等の改訂に伴う Check（評価）

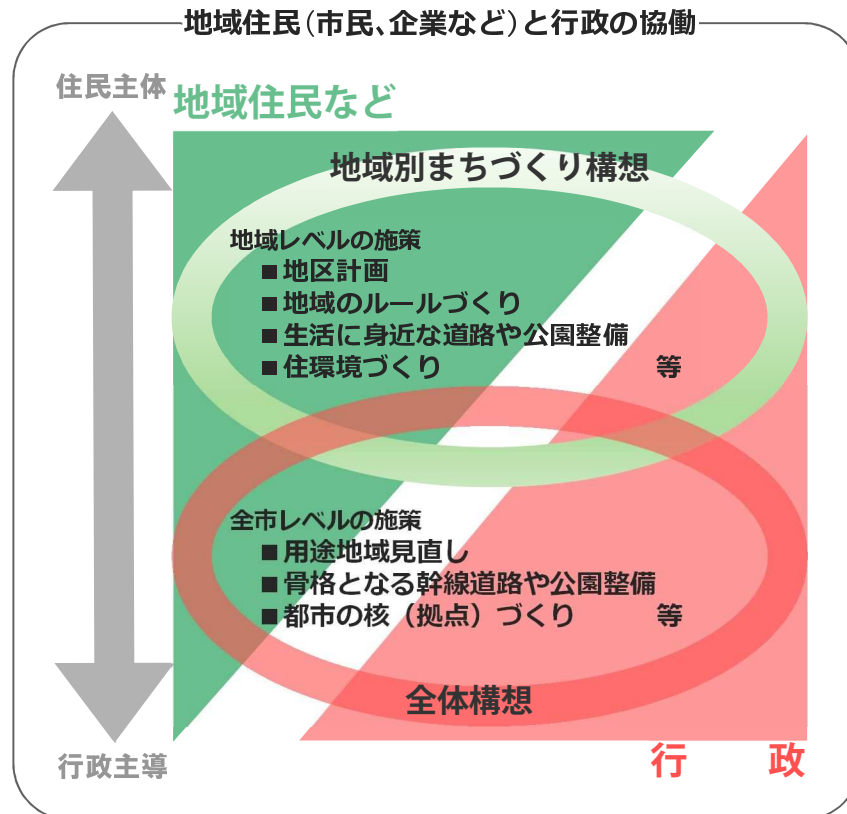
本計画は、「第一次美祢市総合計画」や、「美祢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の上位計画に即して策定していることから、これらの上位計画の改訂に合わせた見直し・改定を実施します。

第2節

役割分担による協働のまちづくり

まちづくりは、市民、民間企業・事業者、行政など多様な主体が連携・協力し、継続的に取り組むことが必要です。

多様な主体が連携・協力するためには、それぞれの主体の役割を明確にし、相互に認識することが重要です。



1 市民の役割

市民は、まちづくりの主役として、地域づくりや、地域活動、地域の維持管理・運営等に主体的に参加・協力し、「自分たちのまちは、自分たちでつくり、育て、守る」ことが期待されます。とりわけ、地域別まちづくり構想をはじめ地域に身近な都市づくりに対して、意見やアイデアの提供、まちづくりのルールづくり、都市計画の提案など、より積極的に関わっていくことが期待されます。

2 民間企業・事業者の役割

民間企業等の団体は、事業活動を通じて市民生活や地域経済に貢献するとともに、行政や市民が進めるまちづくりに参加し協力します。

また、指定管理者制度等を活用した公共施設の管理・運営など、民間企業としての経営ノウハウや資金力等を活かした施設経営や都市経営への参入も期待されています。

3 行政の役割

市は、国・山口県など関係機関との連携・調整等を図りながら、都市計画法等に基づく制度の適切な運用を図り、都市計画区域や地域地区の指定・見直し、道路・公園等の都市施設の整備等を推進します。また、これらの都市づくりについて、住民への周知を図るとともに、住民意向の把握・反映に努めます。

さらに、住民の主体的なまちづくりに対する取組の活性化を図るため、勉強会・ワークショップの開催、専門家・アドバイザーの派遣など、住民主体のまちづくりに対する様々な支援の充実に努めるとともに、都市計画提案制度の積極的な活用を促進します。

(1) 計画・情報の周知・共有

多様な主体がまちづくりに参加するためには、まちづくりに関心を持てるような環境整備が必要です。このため、市役所からの情報発信を充実させるとともに、ホームページやSNS等の情報通信技術の活用や、パンフレット・広報誌の発行、学校教育や社会教育を通じたまちづくりに関する情報の共有化など、より効率的で新しい情報発信に努めます。

(2) 参加機会の増大

本計画の策定にあたって開催した「地域別意見交換会」や「美祢市のまちづくりに関するアンケート調査」のように、個別具体の事業検討・展開においても、市民、民間企業・事業者が主体的にまちづくりに参加できる機会の創出・増大に努めます。

また、様々な市民参画の場で議論されたまちづくりのアイデアが、具体的に実践されるように、都市計画提案制度等の既存の制度の活用方法を周知するとともに、アドバイザーの派遣等により市民が主体となったまちづくりを支援します。

(3) 庁内の横断的な取組

本計画はまちづくりに関する総合的な方針であり、道路、公園、住宅、景観など、個別分野の整備を一体的に進めていくための指針として位置づけられます。そのため、幅広い部門との連携を図りながら、事業の情報共有や、限られた予算や人材の有効活用に努め、最良の効果を生み出せるまちづくり体制の構築を目指します。

また、地域別まちづくり構想の取組の推進にあたっては、市役所、美東総合支所、秋芳総合支所のなかに、市民からのまちづくりに関する情報の収集、発信及び相談・助言を担う組織（プロジェクトチーム）を設置するなど、市民が主体的に取り組むまちづくり活動を支援する体制を整備します。

第3節

都市計画制度等の活用の推進検討

都市計画マスタープランは、将来都市像や各分野・地域の整備方針を示したものです。今後は、本計画に基づき、都市計画の見直しや新たな法制度等を活用したまちづくりの推進等に向けて、具体的に取り組むことが必要です。このため、次のような検討を行います。

(1) 都市計画の見直し検討

①用途地域の見直し

土地利用の方針を踏まえ、現在の用途地域と現況土地利用との整合性や将来見直しについて調査を行い、用途地域の拡大や指定用途地域の変更等について検討します。

②都市計画区域の見直し

開発動向等地域を取り巻く状況を把握し、必要に応じて都市計画区域の見直しを検討します。

③都市施設の見直し

交通体系整備の方針を踏まえ、長期間事業未着手の区間を含む都市計画道路については、その必要性や実現性を適正に評価し、道路幅員の見直しや必要な都市計画の変更を検討します。

④地区計画等の活用

良好な住環境の保全・形成等に向けて、住民の合意により地域特性に則したルールづくり等を行うことが可能な地区計画制度等の活用促進に向けて、調査、検討を行います。

(2) 関連計画の策定検討

都市計画の見直しと合わせて、都市計画マスタープランの高度化版ともいわれ、少子高齢化が進行する中、集約型都市構造を実現するため新たに創設された都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定について検討します。

また、景観計画、緑の基本計画、中心市街地活性化基本計画等、各種関係法令に基づく計画の策定について検討します。